

オールタナティブなスポーツと公共性
— あるスケボー・コート設置運動を事例として —

高橋 豪仁
奈良教育大学保健体育講座
(平成17年5月6日受理)

Alternative Sport and Publicness
— A Case Study of a Movement to Build a Skateboarding Court —

TAKAHASHI Hidesato

(Department of Physical Education, Nara University of Education, Nara 630-8528 Japan)

(Received May 6, 2005)

Abstract

Japanese sport model that is characterized by strong cohesiveness, victory orientation, devotional commitment and so on, has been generated in school sport clubs. In recent years, however, the number of teenagers who do not like to be involved in such traditional sports are increasing. In this state of youth sport, a skateboarding, which is a kind of street sports, is enjoyed among young people as an alternative sport that differs from traditional and mainstream sport model in Japan.

In this paper, we deal with a movement to build a skateboarding court, in which several teenage boys collected signatures—more precisely, they began campaign and delivered the petition of building a skateboarding court to the prefectural assembly and the town assembly with more than one thousand signatures collected by them. The purpose of this paper is to describe those young men's involvement with skateboarding as a form of their subculture. We also clarify the circumstances of the signature-collecting campaign and the negotiations between the skateboarders and the town hall. Then publicness of alternative sport shall be discussed by applying Kato's theory of publicness and Kiku's idea of sport publicness to this case.

What drove the skateboarders to begin the movement for building a skateboarding court was their craving for skateboarding. So far sport promotion by a local government has been justified by the conception that sport activities contribute to public welfare. In this case, however, we can see that those young skateboarders tried to establish sport publicness because of their craving to enjoy skateboarding, which is a kind of self-greed in Kato's term, 'shiri-shiyoku', though the negotiation with the town hall came to a deadlock mainly because they do not like to be enclosed in association-oriented system.

Key Words : alternative sport, publicness, skateboarding

キーワード : オールタナティブなスポーツ, 公共性, スケート・ボーディング

1. はじめに

2001年に実施された奈良県学校運動部活動に関する調査によると⁽¹⁾、7年間で中学校156部、高等学校127部が廃部となり、一校あたりの廃部数では高等学校が中学校の1.5倍となっている。奈良県内の中学校での入部率は約6割強、高等学校は約3割強となっており、中学校から高等学校への進学に伴い、運動部入部率は半減している。また、運動部活動を「行う」生徒と「行わない」生徒の二極化現象が生じており、行う生徒の中にも競技志向と楽しみ志向の二極化現象が現れているという指摘がなされている。

1995年に東京都と大阪府の高校生およそ3,000人を対象とした調査によると⁽²⁾、高校生の学校内外のスポーツクラブへの加入率は、男子47%、女子33%となっており、組織的スポーツ集団への参加率は5割以下となっている。また、スポーツをするのが好きであると答えた者は76%であり、このスポーツをするのが好きと答えた者における組織的スポーツ集団への参加率は、男子50%、女子40%に留まっている。このように、スポーツが好きであっても、組織的なスポーツ集団へ参加する者の割合は大きいとは言えない。高校時期における組織的スポーツ集団へ加入していない者のスポーツ享受の問題は、こうした統計的調査が示すように、量的にも看過できないものであろう。

日本のスポーツ享受モデルは歴史的に学校運動部によって作られてきた。それは、単一種目専攻型、非シーズン性、強固な凝集的集団性、没入型参加、競技成績重視等を特徴とする⁽³⁾。伝統的な運動部活モデルのスポーツに関わることを好まない若者が少なからず存在することは、上で示した統計的な数字からも明らかであろう。こうした若者のスポーツ状況にあって、ストリートスポーツであるスケートボーディングは、伝統的・支配的なスポーツ享受とは異なるオルタナティブなスポーツとして若者を中心に行われている。

若者スポーツとしてのスケートボーディングを扱った先行研究に、Beal (1995, 1999) のものがある。彼女は、スケートボーダーがアマチュアコンテストや権威的にコントロールされたスポーツに抵抗すること等を示し、スケートボーディングの下位文化が、資本主義社会に抵抗するポピュラー文化であるとしている。日本では、田中がスケートボーダーについて精力的な研究を行っている。彼は、抵抗の図式では語りきれないスケートボーダーの実践から「支配的なもの」の圧力を無効化する巧みさを描いたり (田中, 2003)、若年労働者の文化活動として彼らの活動を捉えたりしている (田中, 2004)。こうした先行研究は、若者たちのスケートボーディングを下位文化の視点から捉えているものである。

ここでは、オルタナティブな若者スポーツとしてのスケートボーディングを検討するために、1つの事例としてX県の10代の少年たちによって結成された「スケボー・コート設置を求める会」の活動を取り上げる。2000年1月11日、彼らは要望書と1,254人分の署名を地元の町長に、要望書を地元の町議会と県議会に提出した⁽⁴⁾。本研究では、このスケボー集団の中心的な少年であるAさん (当時大学1年)、Bさん、また、この署名活動に深く関わった県会議員Cさんにインタビュー調査を実施するとともに、県の保健体育課社会体育係や町の生涯学習課の担当職員にもこれについて話しを聞くなどして、署名活動に至る経緯とその後の状況について明らかにするとともに、前述の先行研究に倣って下位文化として少年たちのスポーツ享受スタイルを記述する。そして、伝統的な主流スポーツとは異なるスケートボーディングを楽しみ、社会とのつながりを持ちたがらない彼らを、署名活動へと突き動かしたものは何であり、彼らのエネルギーはどのように説明できるのかを、加藤 (1994, 1997, 1999a, 1999b) が提示する「公共性」の理論、および、そこから菊 (2001a, 2001b) が演繹したスポーツの「公共性」についてのアイデアを参考にしながら検討したい。

2. アレントと加藤の公共性概念

この節では、アレント (1994: pp.43-131) の公共性論を批判的に検討した加藤 (1997: pp.225-275, 1999a: pp.139-249, 1999b: pp.223-375) の考えを概説し、それを本研究で扱う事例を説明・検討するための視点としたい。アレントは、人間存在の本質は、自分の考えが他人に見聞きされ、また自分が他人の考えを見聞きする、つまり他の人間との関係に生きることにあるとし、それを可能にする空間が、公的な領域だとする。そして、公共性という考えを近代原理ではなく、古代ギリシャから取り出してくる。古代ギリシャにおける公的空間であるポリスに身を置くということは、支配もしなければ支配もされないということであり、そこは言葉と説得によって全てが決定される政治の世界だった (アレント, 1994: p.47, pp.53-54)。そして、この公的空間は、奴隷を含めた私的空間である家 (オイコス) とは明確に区分され、全く関係のないものとして存在していた。オイコスは、経済的なもの、すなわち個体の維持と種の保存という自然の必要性から生まれた自然的共同体であった。政治と経済の対照の原型を、このポリスとオイコスの関係に見ることができる。

アレントによると、古代の公共性の考え方を支えているのは、人間の複数性 (公的領域の原理) と人間の共通の本性 (私的領域) という二元論であったが、この両者の差異は時代を経るにつれて、徐々に弱まっていく。中

世になると、ポリスが消滅しその代わりに公的なものとしてキリスト教世界が生まれ、人々をつなぐものは現世の公的なものではなく、来世の宗教的なものになった。また、世俗空間にはギルドや職業組合が生まれ、ここに貫徹されているのは家政の原理であり、城塞都市がそのままオイコスを拡大した家的自然共同体の性質を持っていた（アレント、1994: pp.55-56）。

さらに、近代になると、産業化が起り、私利私欲を第一義とする市民社会が生まれる。大きな変化はオイコスの領域から始まる。例えば、近代初期の家内制手工業の発達は、以下のような変化を家の構造にもたらした。商業化の進行に伴い、家の中に「仕事場」と商取引のための「応接間」ができ、それとは別に家族のだんらんの場合「居間」という親密な空間が生まれる。この過程において、家の内部から「仕事場・応接間」が外に出ていく。その結果、家の外のかつての公的な空間に「社会的なもの」としての社会が生まれ、かつての家の空間に「親密なるもの」としての家庭が生まれる。また、オイコスの領域の動因が「必要」から「欲望」に変化し、その主体が、これまでの家から個人に変わる。このようにして、かつての公的領域全体がオイコスの原理に覆われてしまい、近代になって「公的なもの」は「社会的なもの」に駆逐され、我々は中途半端な公的なもの（社会的なもの）に囲まれている。そして「社会的なもの」の制覇の完成態として、私利私欲を抑圧した共産主義とファシズムという2つの全体主義が存在したと、アレントは捉える。こうした状況に対して、アレントは、近代社会において公共性を復権するためには、古代ギリシャに見られたポリス的な政治的空間を再び立ち立てていくことを主張する。

アレントは、ヒトは公民（政治的動物）となって始めて人間となると考え、私利私欲は、もっとも否定すべき人間の共通の本性（人を動物のヒトとさせているもの）の近代における核心部分とみなした。それに対して、加藤は「…自己の欲望、そして個人の私利私欲としてあることのうちに、すでに、相手からの承認を媒介として相互主観性ともいべきものを織り込んでおり、そこに他者との関係が前提として繰り入れられている以上、これに徹することでここから他者への道、つまり公共性へといたる道がありうる（加藤、1999b: p.333）」と述べ、ルソー、ロック、ヘーゲル、マルクスを引きながら、私利私欲を足場として現代社会において公共性が構築されると主張する。また、加藤は「人は公共性への回路をその内部の根元にもっている。わたし達はそれをドストエフスキーにならい、浅く受けとられてはならないという自戒をこめて、私利私欲と呼んでいるのである。（1999b: p.375）」と言う。このように、アレントは「活動」と「言論」によって自分の卓越性を示しうる古典ギリシャのポリスを公的領域のモデルとして示したのに対

して、加藤は人間に内在する動物的欲望が承認されることによって、他者と関係を持ち、世界を引き受けることができるようになるのであり（加藤、1998）、これを通して公共性が構築されると言うのである。

3. 署名活動と県への陳情

さて、本研究で取り上げる少年たちは、スケボー・コート設置の署名活動を行う1年ほど前から、地元のJRのF駅前や、町営ホールの駐車場（収容台数170台、午後10時に消灯）で、主に夜間にスケートボーディングをしていた。しかし、その地域に住んでいる人に怒られたり、警察に注意されたりし、場所を転々と変えた。「スケボーなんかスポーツじゃない、おまえらは不良だ」と言われたり、マンションの上からビール缶を投げつけられたりしたこともあった。一番の問題はボードの音や話し声などの騒音である。彼らは、通常夜11時過ぎまでスケボーをし、時には朝まですることもある。署名活動を始めた頃、F駅のロータリーに「道路・歩道でのスケートボード等の危険な遊びは禁止します。〇〇警察署・〇〇町」という標識が設置され、彼らは隣のJRの駅裏で滑っていた。

満足な活動場所のない彼らは、地元の社民党県議会議員Cさんに、署名を集め、要望書を添えて町と県に提出することを勧められた。彼ら10人がそれぞれの友達を頼って、高校や大学で署名を集め、また街頭でも署名活動をした。街頭での署名活動はナンパと間違えられることもあったと言う。

2000年1月11日、約10人の少年たちは県議Cさんと一緒に要望書を県議会に提出した後、県教育委員会保健体育課の課長補佐と社会体育係長と話し合った。そこで県教委保健体育課は、スケートボードは日本体育協会に加盟しているスポーツではなく、スケートボード協会を作るなどきちんと組織化され、社会的に認知されれば、所管の体育施設の駐車場の一部を提供することも考えないとの回答を示した。

この件に関してK議員は県議会で2度質問をした⁽⁵⁾。1回目は、2000年2月の定例議会で、少年たちの健全なスポーツとして県としてもスケートボードのコートを作ることを検討すべきではないかとの質問に対し、知事は熱中するスポーツがあることは心身の健全育成のためには望ましいが、スケートボードについてはルールもないし、県内でも団体として組織化されていないが、地元の市町村で検討する場合には相談に乗ると答弁した。2回目の質問は2001年9月の定例議会で、第7次交通安全計画に「子どもの遊び場等の確保」という項目に路上遊戯などによる事故防止と記されているが、これにスケボーが含まれるのかというCさんの質問に対して、知事

はスケートボード競技の大会場所の確保を想定したのでもないとの回答をした。これらの答弁の原稿は県の保健体育課で作成されたものであり、担当職員は、「中央に協会があり、県に受け皿があるというのが一般的。一本化できないという問題点がある。」⁽⁶⁾「彼らの言うことには一貫性がないし、正直言って迷惑している。全国スケボー協会が日本体育協会に加盟しようとしてないのに、県の体協に入れる訳がない。」⁽⁷⁾と言う。

スケートボードに関する全国的な組織として、全日本スケートボード協会があり、1995年よりサーキットを開催し、ランキングを公表している。この協会は、会員企業（25企業）や会員店舗（約140店舗）の年会費や協賛金で運営されている。松尾は、公益法人「スポーツ振興事業団」の過度の行政依存を批判し、その原因を「公私」関係に着目して説明している（松尾、2000）。彼によると、行政依存の背景には、私なるものは民間であり市場を基盤とし、それに対して公なるものは行政によるという対立図式があり、また、日本の場合、民衆は常に「公」に従属すべきだという観念が、行政側、住民側共通に醸成されてきた。知事の答弁や担当職員のコメントから、社会的なものとして組織化されていなければ、それは公的なものとは言えないという考え方が伺える。

4. 町⁽⁸⁾との交渉と頓挫

2000年1月11日に提出されたスケートボードコート⁽⁹⁾の設置を求める陳情書と署名簿は、町議会事務局が受け付け、総務常任委員会で話し合われた。そして、「①スケートボード競技の特異な音響発生がおよぼす住民への迷惑回避を願っての陳情趣旨は理解できる。②町営グラウンドの駐車場などを対象として、活用方法について検討されることが望ましい。③活用にあたっては陳情者との話し合いを深めるなかで、施設の維持管理、環境保全等に必要の規則、秩序ある使用条件を定めるなどの配慮を尽くされること」という検討結果が常務常任委員会から2月24日付けで出され、町の教育委員会生涯学習課が対応することとなった。

2000年3月に、生涯学習課からAさんに連絡があり、少年たちは県会議員Cさんと一緒に話し合いに出向いた。町では、町営グラウンド駐車場、河川敷の広場、町営ホール駐車場の3つの候補地について、その利点・欠点を検討した。町営グラウンド駐車場では、利点として「①周辺に民家が少なく、ボードの音による迷惑をかけることが少ない。②平成12年に舗装することから、利用が可能になる。」、欠点として「①グラウンド使用者がほとんど毎日駐車場を利用しており、車両とのトラブルが懸念される。②隣接する中学校の部活動、その他生徒も多く駐車場に出入りしており、接触等の危険性が考えられ

る。」があげられていた。河川敷の広場では、利点として「自転車道として舗装し整備されている。」、欠点として「①自転車道の利用者とのトラブル、苦情が考えられる。②橋桁に照明をつける必要がある。③民家が堤塘敷を挟んで連立しており周辺住民からの苦情が考えられる。」があげられていた。町営ホール駐車場では、利点として「休館日のみに制限し、スケートボードのみに限定して利用させることが可能。②周辺に民家が少ない。」、欠点として「駐車場への出入りの鍵の施錠等の管理上の問題がある。」があげられていた。

生涯学習課は、こうした町内でスケートボード可能な場所についての検討をし、その結果町営グラウンド駐車場の提供が少年たちに打診された。実際に、2000年4月にはそれまで砂利敷きだった駐車場が舗装された。その申し出に対して、少年たちは、自動車の出入りがあるため危険であり、また駐車している車を傷つけるかもしれないという理由で、Aさんたちは町からの申し出を断った。

しかし、その後2000年11月6日にAさんたちは、その町営グラウンド駐車場を貸して欲しいと町に申し入れた。しかし、生涯学習課は、地元住民から苦情があるという理由でAさんたちの申し出を断った。その後、町会議員を通じて、そのような地元住民の苦情はないことが明らかとなり、町の助役がその使用を認めることとなった。こうした経緯で、その駐車場の使用方法についての話し合いが再開することとなった。

2000年11月21日に町営グラウンド駐車場で話し合いが持たれた。生涯学習課から使用が許可された場所は、長さ77M・幅15Mの町営グラウンド駐車場の内、幅2.7Mの部分だった。その日の話し合いでは互いに歩み寄ることはできず、改めてAさんたちの方から、使用日時、使用規則、使用場所（面積）について書類で原案を出すとともに、生涯学習課の方からも町内の関係部署と連絡と調整を計った上で、案を出すということになった。だが、この時点から、話し合いは全く進んでおらず、結果的に少年たちの町との交渉は頓挫した。⁽⁹⁾

町との交渉が滞ってから、約10人いたメンバーは数名に減った。昼間の活動場所は車で20分程の浄化センターとなり、そこは街灯がないので、夜は隣町のスーパーの駐車場で滑っていた。このスーパーの駐車場は一晩中電灯がついている。ベンチ程の大きさがあるスケボー用の障害台を常時この駐車場の隅においたままにし、店の閉店は午後11時だが、客の少なくなる午後10時30分から12時過ぎまで滑っていた。しかし、2002年1月24日、ついにスーパーの店長からの苦情によって、そこで滑れなくなった。その後、夜は自動車⁽¹⁰⁾で40分程かけて私鉄のZ駅まで行って滑ることとなった。

5. 少年たちのスポーツ享受スタイル

Aさんがスケボーにのめり込んだのは、署名活動をする1年半程前の高校3年生の時だった。少年たちは、JRのF駅の南口のロータリーや北口の商店街でスケボーをして知り合った。メンバーはおよそ10人で、高校生が中心だった。

Aさん「…自然にみんな集まって来たみたいな感じで。」
 筆者「そこでやっている人たちの中で、何か役割とかは？」

Aさん「いや、そういうのはもう全然ありません。ただ、だからもう、ほんまにストリートで集まって、言うたらもう外国、アメリカみたいな感じで、したかったらするみたいな感じになっていると思うんです。」

筆者「でも、一応練習時間というか、大体このくらいに、ここに集まろうっていう情報はどうやって？」

Aさん「一応、僕らの場合はF駅で誰かがスケボーを始めるんですよ。1人で、ほんならここにいてるんちゃうとか、あとは携帯電話でやり取り。どこおんのか、そういう感じでいつの間にか集まって、夕方くらいになったら一回家帰ってご飯食べて、ほんな夜いつものところで一みたいな感じでやるみたいな。あと、車持ってるもんとかやったら、今日、明日休みやし大阪の方へ行こかあとかやって、連れて行ったりはしてますけど。」

筆者「何か規約みたいなものがあるんですか、その集団に？」

Aさん「いや、もう全然。やっぱし自由にですね。基本的にそんなんしたら、できないと思うんで。」

筆者「じゃあ、会費とかもないんですね。」

Aさん「全然ないということで。…一応タイヤが4つと、タイヤの中に入れるベアリングが8つと、板ですね。あとはシャフトの部分なんですよ。それだけつけたら3万くらいするんですよ。それだけ買ったら、さあ、始めるみたいな感じですね。」

…

筆者「大会があって、それに向けて練習しているのですか？」

Aさん「そういうプラス志向の子もいるんですけど。俺はほんまにプロになりたいとか言うてる子もいますけど、ある程度、言うたら僕らで、趣味のスポーツみたいな感じになってる子もいますね。でも僕らは一応スポーツとしてやってるつもりなんです。」

筆者「その、皆さんの中でスケボーっていうスポーツの魅力っていうか。」

Aさん「出来ない技をやっていくっていう。一個一個。やっぱ、いろんな技があるんですよ。スケートボードでも。板を回転させたりとか、そういうことをしてい

って。それができる…、メイクって言うんですけど。技がきまったらメイクって言うんですよ。メイクしたとか言うんですけど。スケートボードで例えば、普通にスケボーの板乗ってジャンプすることをオオリって言うんですけど。オオリが出来たら、オオリ、メイクしたとか。」

筆者「オオリ？」

Aさん「オオリって言うんですよ。ジャンプ普通にすることを。… オオリが出来たら、オオリをメイクしたとか、フリップをメイクしたとか。そういうふうに言うんですけど。やっぱそういうのに、そういう魅力に、技をきめる魅力に取り付かれたみたいなんです。」

筆者「何とも言えない、実生活では味わえないような身体的な感覚を味わうのですね。」

Aさん「そうです。やっぱし、緊張感出てきます。怖いとかやったら、人の手摺りのところあるじゃないですか。スケートボードのビデオとかあるんですよ、外国の。ほん手摺りとか、階段になって手摺り付いてるじゃないですか。ああいうところも、ガーって板の真ん中で滑って降りたりするんですよ、滑らして。もうほんま、ちょっとしたら死ぬようなところ、したりして。そんなんがきまった優越感とかが多分すごいかなって僕ら思うんですけど。」

筆者「やっぱ1人じゃなくて、仲間と一緒にしたり。」

Aさん「そうですね。仲間と競い合ったり、やっぱそういうことできると思うんですよ、僕らにしたら。競い合ったりとか、皆で。うまい子に聞いたら、ここが悪いでとか、ほんなら技が一個一個進歩していくじゃないですか。そういうことで、スケボーがスポーツとしての楽しさっていうのを、自分らではそういうふうになってるとは思うんですけど。」

筆者「もともと、ストリートスポーツということなんですけども、そのストリートスポーツっていうのは、やっぱ、通行人の人がオーディエンスになる、そういう意識もあるんですか？」

Aさん「そうですね。やっぱストリートは、もう、人から見たらめっちゃめっちゃ怖いらしいんですよ。僕らがやることが。危ないとか、当たったらどうしようとか。他のスポーツももともとストリートから始まったって思うんですよ。サッカーかって、ブラジルとかでストリートでボール蹴りから始まったりしてるじゃないですか。野球とかでも多分、道端でキャッチボールとかしとってやってるから。だから、もともとは、ストリートスポーツっていうのが始めやと思ってるんですよ。」

…

仲間の何人かは腕の骨を折ったり、足の靭帯を伸ばしたりしたことがあり、Aさんも足首の靭帯を伸ばしたことがある。怪我をすることが良くあるので、ヘルメット

やプロテクターを付けるべきだと自覚しているが、彼らは見た目を気にして、付けない。彼らは、プロを目指したり試合にでることを目的にしたりしているわけではないが、スケボーは子どもの遊びではなく、ハードなスポーツだと言う。

6. スケートボード協会

県会議員Cさんは、スケボー・コート設置要望に対する県の回答を受けて、スケートボード協会を作るべきだと、Aさんたちにアドバイスした。

Aさん「…Cさんの方が取り敢えず自分らで、個人で、〇県スケートボード協会みたいなん作ってみろやとか言うてるんですけど、それ作ったら、逆に何でいちいち俺らは入ってまでそんなことしやなあかんねんって言うもんが、やっぱしでてくると思うんですよ。そんなん、いちいち。もしお金とか取ろうとしたら、何で俺がお金払わなあかんねんって、別にそんなんせんでもスポーツやねん、できるやんけって言うような人が絶対おると思うんですよ。ほな、そんなん協力作ってもおかしいじゃないですか。そういうので矛盾っていうのが起こってくるから、僕らにしたらCさんのその意見はあんまり、ちょっと受け入れられへんみたいな感じなんです。そういう何でも協力作らなあかんのかっていうイメージなんです。協とか作ったら認めてくれるっていうね、そういうのが僕らにとったら、もうおかしいんで。…」

…

筆者「協会を作ればそれなりに社会的に認められるけれども、協会は作りたくない？」

Aさん「もう、ほんまにそれは、僕にしたら矛盾にしか思えない。まあ、これは子どもの考えかもしれないんですけど、何がキが言うとなんねんみたいな感じで言われるかもしれないんですけど、何で協会できな認められへんのやっというイメージが僕には大きいんですよ。これちょっと、おっちゃんも一回乗ってみたって言いたいんですよ、僕は。どんだけバランスとって、どんだけすごい体力使ってやってるもんかって。こんだけ動いとったらスポーツちゃうかって。ゲートボールでもスポーツになるんですよ。ボーリングでもスポーツになるんですよ。…僕らのイメージで、スケボーとしてイメージで捉えたら、これもスポーツで認めてくれへんのかなっていうのはありますね。とりあえず、僕らにしたら、協会とかそういうのがもう辛い状態ですね。その、僕的には自然な形で協会とかできてきてくれたら、一番嬉しいんですけど。…イメージとして、自分の考えですね、日本の場合やったら、先に協力作

って、認めて、やっていくって感じなんです。外国やったら、そういうのじゃなくて、普通にそういうのを見かけて、どんどん増えていって、最後に着いたみたいな感じのイメージあるんで。まあ、こういうふうにできへんかなあつかいう、僕らの考えなんですけどね。そこでもう、やっぱし、大人と子どもの食い違いやと思うんですけど。大人が子どもやというても、僕らもある程度していけますしね。高校とか卒業したりしてるんで、ある程度のことは分かっていると思うんですよ、アホはアホなりに。だから、ちょっと僕らの、やっぱしね、もう大人と話したことあるじゃないですか。そういう現場立ち寄ったら、僕らを子どもとしか、何言うとなんねん、このガキはみたいな感じでしか認められてないんですよ。だから、それやったらあかんなあみtainな感じですよ。」⁽¹⁰⁾

このようにAさんは、協会という組織を作ることに対しては否定的で、協会を作らなくても自分たちの活動はスポーツであり、それを認めて欲しいと訴える。また、「協会を作ったら、練習場所はここだと決められてしまう。」⁽¹¹⁾と言う。スケボー・コート設置を要求する一方で、協会が作られ制度化が進むと、今までのようにストリート・スポーツとしてのスケボーができなくなり、練習場所を一定の場所に制限されて囲い込まれるのではないかと危惧しているのだ。このことは、少年たちのスポーツ享受のあり方が、本来的に協作という組織化に馴染まないことを示しているのである。

さらに言えば、この事例は、少年たちのスポーツ享受のあり方が、学校運動部モデルあるいはパブリックスクール・モデルの枠の中に収まりきらないということをも示している。規律・訓練を主眼とし、身体を鍛えて健全な精神を培うことによって、真つ当な大人(社会人)を育成する場としてのスポーツではなく、ここで報告したようなスケボー少年たちのカオス的な遊の空間を、公共性を有したスポーツ享受として社会的に認知・保証することが、今後生涯スポーツを振興する上で求められる。おそらくそこでは、従来の「協会第一主義」とは異なるスポーツ享受のあり方が模作されなくてはならないだろう。

7. おわりに

この一連の出来事から、私たちは何を読み取ることができるだろうか。自由気ままに、気の合う仲間とスケボーを楽しむ。これが彼らのスポーツ享受スタイルであり、さらに言えば、彼らは内面的な倫理規範が希薄化しており、自分の個体的な欲求充足を越えて、他者との一定の共同性や倫理を形成できていない面も見受けられる(川田, 1990: 175-181)。町や県との交渉が頓挫した原因

は、地域スポーツ行政の「協会第一主義」にあるかも知れないが、一方で頓挫の原因は、少年たちの本来的に社会的なものを引き受けたがらないという「わがままさ」、社会的なものによる囲い込みの拒絶にあるとも言える。彼らに内在するものは、ただスケボーがしたいのだという人間の根元的なプレイ欲求、いわばそうした「私利私欲」である。

しかしながら、いくらC県議の働きかけがあったとは言え⁽¹²⁾、少年たちを署名運動に駆り立て、町との交渉に向かわせたエネルギーは、その同じ「私利私欲」、つまり、どうしようもなくスケボーがしたいという欲望だったのではないだろうか。私情あるいは本源的な私性に基づく内在性を関係性へと転換したものは(菊, 2001b: 58-59)、スケボーしたいという欲望であり、これを起点として、彼らは初めて世界を引き受けるところまで進むことができたのだ。彼らは署名活動によって第三者に働きかけ、町の行政当局との交渉では、何とか合意が形成されるよう話し合いの場に臨んだ。ここで紹介した一連の出来事から、少年たちのスケボー欲求という私利私欲を足場として、スポーツの公共性が築き上げられようとした(結果的に頓挫したが)状況を読み取ることができるかも知れない(菊, 2001a)。スポーツの根源的欲求であるプレイ欲求は、社会的なものを拒否する一方で、公的なものを構築する契機にもなり得ることが示唆される⁽¹³⁾。

通常、道端や駐車場でする彼らのスケートボーディングは、私的なものであり、公的なものだと見なされない。彼らが町に練習場の設置を要求する時、彼らのスケートボーディングは公共性を有するという理由で正当化される必要に迫られる。国や地方自治体が公権力を発揮するには、公共性の理論で正当化されなくてはならないからである。これまでの公権力による地域スポーツ活動の振興・支援は、もっぱらスポーツが「公共の福祉」に寄与するという点において(アレントの言う社会的なもの)のみ、その正当性が認められた。実際、注の5に示した県議会議事録からも分かるように、彼らの活動を支援したC県議も、青少年の健全育成を理由に練習場の設置を県や町に求めた。だが、少年たちを署名活動や町との交渉という公的な場に引き上げたエネルギーは、彼ら自身の内にあるスケボー欲求だったのではないだろうか。この事例は、スケートボーディングという従来の主流スポーツとは異なるオールタナティブなストリートスポーツとスポーツ行政とのコンフリクトを示しているだけでなく、スポーツの公共性を再考する材料を私たちに提供しているように思われる。

注

- (1) 奈良県スポーツ振興審議会「学校運動部活動の活性化と今後のあり方について(建議)」平成15年1月, pp.2-5.
- (2) 平成7年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告「No. VII 青少年のスポーツ参加に関する研究—第3報」p.4.
- (3) 平成11年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告「No. VI 生涯スポーツの振興方策に関する調査研究」p.107.
- (4) 朝日新聞, 2000年1月12日朝刊, 27頁, 13版, 地方欄/朝日新聞, 2000年2月4日朝刊, 26頁, 13版, 地方欄。
少年たちのスケートボーディングや署名活動の経緯等についてのインタビューは、2000年5月19日Aさんに対してAさんの通う大学のラウンジで約1時間、2001年12月12日AさんとBさんに対して筆者の研究室において約1時間、そして2002年1月10日C県会議員に対してAさんも交えてC県議員の事務所において約1時間実施した。2000年5月19日と2001年12月12日のインタビューは、Aさんらの許可を得て、その内容を録音した。それ以降、2002年1月26日と2月2日にAさんに電話で補足的な質問をした。

(5) 県議会議事録

- a. 平成12年2月定例会(第252回)3月9日
(C議員質問)

ちょうど昨年(2000年)の十月、知事選挙の運動のために〇〇町内をあるいておりました。少年たちに声をかけられました。少年たちは、「お年寄りにはゲートボール場がある。幼児にはちびっこ広場があるけど、僕らのスケボーコートはない。だから、車の少なくなった夜、JR〇〇駅前などの路上でやると、大きな音がして近所に迷惑をかけるので、すぐにお巡りさんが来て、やめるように言う。お巡りさんとイタチごっこのようなことをしている。僕らにもスケボーコートをつくってほしい」と訴えられました。私は、里離れた河川敷や駐車場を上手に利用することだな。選挙が済んだら、運動の仕方も教えてあげる。帰ったら、お父さん、お母さんに〇〇さん(現知事名)をよろしく頼むと言っておいてくれ」と、(笑い声)こんな会話を交わしました。少年たちの思いは、スケボーと言えば、非行少年のたまり場で、やるところがないので路上でやると、お巡りさんに補導されたり検挙されたりする、スケボーをする僕らへの見方も変えてほしい、安心してできる場所を確保してほしいというのが率直な思いだろうと思います。少年たちは、スケボー大会、さらにはスケボー協会設立を目指して活動をしております。また、〇〇町は既に、少年たちの要望にこたえるため、議会も町も検討に入りました。

そこで質問ですが、スケートボードを、少年たちの健全なスポーツとして県としても振興すべきではないか。また、総合公園へのスケボーコート、ローラーコートの設置、及び河川敷での設置促進など、スケートボードができる場所の確保を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか、〇〇知事にお尋ねをいたします。

(知事 答弁)

質問の第二点目は、スケートボードのためのコートをつくることを検討すべきではないかと、こういうことでございます。

最近、若者たちがあちこちでスケートボードを使って遊びに興じている姿を見るわけでございます。基本的には、こうした熱中できるスポーツとかレクリエーションがあることは、心身の健全な育成のために望ましいと考えております。ただ、このスケートボードにつきましては、まだどういうルールかというものもございませんし、どちらかというと、その場に合った楽しみ方をする競技のように聞いております。まだ県内でも団体としては組織化されていな

い。それで、個人あるいは小数のグループ単位で、それぞれの地域でそれぞれの形で楽しんでおられる、こういう実態のようでございます。他方、ご質問にございましたように、騒音などにより住民が迷惑を受けているという話も聞くわけでございます。質問の中で、私に対して応援をいただいたということで、なかなか答えにくいのでございますが、(笑声)やはりスポーツ一般につきましては、そういうルールとかマナーを守って、安心して活動できる場所で行うことが基本でございまして、このスケートボードコートの具体的な設置方法について、どのようなゲームであり、その規模とか整備の水準など、正直申し上げまして、なかなか具体的なイメージがわいてこないという面がございます。しかし、質問にございましたように、河川敷とかそういうある種の場所を利用してやったらどうかと、こういうご提言をいただいたわけでございます、地元並びに市町村等でそういう検討をされるような場合には相談にあずかってまいりたいと、さように考える次第でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

b. 平成13年9月定例会(第258回)9月28日

(C議員質問)

次に質問の第九点目に、第七次交通安全計画についてお尋ねをいたします。

この計画におけるスケボー・コートの位置づけと取扱であります。皆さんの手元にもこのような(資料を示す)〇県交通安全対策の資料が回ってきたと思ひますが、この問題について質問をしたいと思ひます。このスケボーは、深夜路上でやったり、人の歩行しているところでやったりしており、警察も交通安全対策上指導なさっていると思ひます。すぐれて交通安全問題だろうと思ひます。このたび第七次の交通安全計画がつかられ、私たち議員の手元に、先ほど示したように届きました。大変立派な内容で感心しておる次第でございます。私は、スケボーを交通安全上どう見ているのだろうかと思ひ、ページをめくりました。21ページに「子どもの遊び場等の確保」というのがあり、そこに、子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯などによる交通事故の防止に資するとともに云々という記述がありました。これは、当然スケボーなども含めて記述されたものと思ひますがいかがでしょうか。そして、この計画は、今後どこが事業計画を立て、実効あるものにしていかれるのでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

(知事 答弁)

次は、第七次交通安全計画についてのお尋ねでございます。

スケボーというスケートボードについてのお尋ねでございますが、まず、路上での遊び、球技というものは実は、スケートボードに限らず、交通事故防止の観点上から、これはやらないようにという指導がなされているというところでございます。それから、先ほどお尋ねにありました、交通安全計画の子どもの遊び場の確保として、都市公園とか、校庭とか、体育施設の開放等について記述がございしますが、このことが直ちにスケートボード競技場の大会場所として想定されたということではなく、やはりこういう安全な遊び場を用意すると、こういう趣旨と考えております。

なお、この交通安全計画でございますが、…。

(C議員 再質問)

それから、スケボーの件ですが、ちょっと私もこの交通安全計画を横から見たような感じで、えらいまどろっこしい質問をしましたが、というのは、やっぱり交通安全で、警察官もよく路上でやっているのをご存じなわけですから、当然そこらもやられているものだろうと思ひます。思

って質問したわけですね。前にも言ったことがあります。幼児には子どもの広場があるけれども、あるいは高齢者にはゲートボール場があるけれども、僕らの年代の、スケボーしようと思つたら、ないよということで、このやりとりを、僕はぜひこの実施計画の中で、市町村の方も聞いて、市町村で事業をしてほしいと思つておるわけです。それで、かつて一回私がこの質問をしたときに、知事は、県でやる気はないけれども、市町村から相談があれば相談なりに乗りますとおっしゃったことがあります。相談って、後から議事録を読んでみて、県がスケボーに対してノウハウを持っているわけじゃないし、後はお金しかないんやがなと思つて、読んでいたわけですが、その点もモデル的にでも、県の例えば浄化センターなどで今直ちに使う計画のない用地があるので、そこらを舗装してやって、ここで一回スケボーやってみよというような配慮もできんものかなというように思つております。そう簡単にいくものかどうかわかりませんが、その点を今後考えていただきますようお願いをしておきます。

(6) 2002年1月16日、電話でのインタビューによる。

(7) 2002年1月23日、庁舎内でのインタビューによる。

(8) この町の世帯数は10,097戸、人口28,528人(2001年12月1日)であり、東西が4.4km、南北が6.4kmで、町の南には東西に川が流れ、北は丘陵地となっている。なお、この節で用いた一時資料は、2002年1月17日にこの町の教育委員会生涯学習課の担当者に対するインタビューとそこで提供された資料による。

(9) Aさんたちは、使用規則についての書類を提出したと言つていたが、2002年1月17日のインタビューで生涯学習課の担当者は提出されていないと言つた。

(10) この節におけるここまでの引用は2000年5月19日のインタビューから。

(11) 2001年12月12日のインタビューによる。

(12) C県議会議員の少年たちへの働きかけは、彼らの署名活動や町との交渉には不可欠であった。もちろん、C県議が政治的手法や政治的権力を有していたということもあるが、C県議は「俺には関係ないよ、何しようがかってだろ、放っておいてくれ」というノン・モラルな少年たちのイノセンスを無条件に肯定したのだ。そのことによって、彼らのイノセンスが承認され、それが世界を引き受ける基盤となったのだろう(加藤, 1998)。

(13) 加藤はマルクスの言葉を引きながら、「私利私欲はたしかにこのままでは公共世界を否定しかねない放恣さを秘めている。でもそのことをもってヘーゲルのようにこれを公共性の場所から否定したら、ありうるべき公共性を作る可能性はなくなるだろう。なぜなら、近代以降の公共性は、自分を作る構成要素としては、これ以外をもっていないからである。ではどうするのか。公共性は、むしろ私利私欲をそのまま肯定しはしない。しかしこれをけつして否定することもない。公共性は、私利私欲に対し、『自分の存立の基礎に対するように、つまり何かそれ以上基礎づけられない前提、したがって自分の自然的土台に対するように、ふるまう』のだ」と言う(1999a: 221)。

文献

アレント(志水速雄訳), 1994, 『人間の条件』, 筑摩書房。

Beal, B., 1995, "Disqualifying the Official: An Exploration of Social Resistance through the Subculture of Skateboarding", *Sociology of Sport Journal*, 12, pp.252-267.

Beal, B., 1999, "Skateboarding-An Alternative to Mainstream Sports," In Coakley, J. and Donnelly, P.(eds.), *Inside*

- Sports, Routledge, pp.139-145.
- 加藤典洋, 1994, 『日本という身体』, 講談社.
- 加藤典洋, 1997, 『敗戦後論』, 講談社.
- 加藤典洋, 1998, 『戦後を戦後以後, 考える — ノン・モラルからの出発とは何か』, 岩波書店 (岩波ブックレット No.452).
- 加藤典洋, 1999a, 『日本人の無思想』, 平凡社.
- 加藤典洋, 1999b, 『戦後の思考』, 講談社.
- 川田稔, 1990, 『意味への地平』 未来社.
- 菊幸一, 2001a, 「体育社会学から見た体育・スポーツの『公共性』をめぐるビジョン」, 『体育の科学』 51(1), pp.25-29.
- 菊幸一, 2001b, 「公／私を分かち, 紡ぐ身体から見た戦後的知の構造」 小路田泰直 (編) 『戦後的知と私利私欲 — 加藤典洋的問いをめぐる』, 柏書房, pp.49-90.
- 松尾哲矢, 2000, 「公益法人『スポーツ振興事業団』の課題と可能性～スポーツの公共性とその生成」, 体育の科学, Vol.50, No.3, pp.203-208.
- 田中研之輔, 2003, 「都市空間と若者の『族』文化 — スケートボーダーの日常的実践から」, 日本スポーツ社会学会編 『スポーツ社会学研究』 11, pp.46-61.
- 田中研之輔, 2004, 「若年労働と下位文化 — スケートボードをする若者の日常」 伊藤守 編 『文化の実践, 文化の研究 — 増殖するカルチュラル・スタディーズ』 せりか書房, pp.58-67.

